



テミス通信

第 55 号 / 2022年1月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



十日戎 西宮神社本殿

新春のご挨拶を申し上げます。

2022年4月1日から、成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が施行されます。

これにより、施行日の時点で、2002年4月2日生まれから2004年4月1日生まれまでの18歳以上20歳未満の方は、その日に成年に達することとなり、2004年4月2日生まれ以降の方は、18歳の誕生日に成年に達することになります。私たちの暮らしに、大変影響が大きい法改正です。混乱のないよう進めていって欲しいものです。

ところで、来年の成人式はどうなるのでしょうか。新成人にとっても、ご家族にとっても、格別の思い出となりますように。

テミス通信 第55号をお届けいたします。

(佐井恵子)

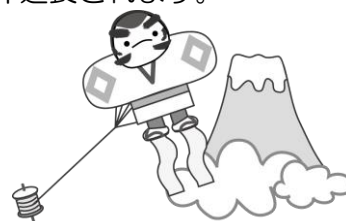
相続登記の登録税「免税」措置

令和4年度税制改正大綱によれば、

土地の相続登記の登録免許税を免除する措置が、市街地にまで対象を広げ、土地の価額の上限を10万円から100万円に引き上げ、更に3年延長されます。

相続登記の義務化は、過去の相続にまで適用されるので、対象となる方は、この免税措置の利用をお勧めします。

通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。



テミス通信発刊10年目によせて

2013年1月 佐井司法書士事務所の事務所報「テミス通信第1号」をお届けして、2022年1月発行の第55号より10年目に入ります。これまで継続出来たのは、ひとえに、皆さまからの温かいお声かけに励まされてのことです。ありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

何を思ってテミス通信を始めたのか、第1号で、

＜司法書士は、「街の法律家」として親しんでいただけていると思っていたところ、先日、「印鑑を押す箇所が間違っていないか心配で、お電話をしたら、本当に丁寧に対応してもらって嬉しかったです。事務所に電話をすること自体、緊張してドキドキなので・・・。」と、お話いただきました。

司法書士が、「街の法律家」と自称しているだけなのかもしれません。

何か分からないことや心配事があつたとき、気軽に電話いただける事務所になりたいと思い、「テミス通信」を作成しました。トピックスや事務所の近況など、皆さまに役立ち、楽しんでいただける内容を目指します。＞ と述べていました。

この気持ちに、今も変わりはありません。

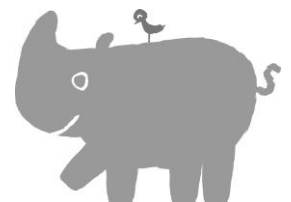
テミス通信は、ご高齢のかたにも、眼鏡なしでご覧いただけるよう文字は大きめに、そして(1)暮らしに関わる法律や法律改正について、お役に立つ記事を。(2)会社・法人の法律改正や知って得する情報を厳選して。(3)司法書士だけで仕事は完結しません。所員の人となりを知っていただくためのスタッフ紹介。(4)ご近所探訪。(5)最近では、コロナ禍の影響を受けて低調ですが、事務所の活動報告などを内容としています。

しばしば、「いつもテミス通信、ありがとう」と声を掛けていただきます。励ましていただいているように思い、それが継続の原動力となっています。ありがとうございます。古いテミス通信を手相談にお越し下さる方もいらして、気になる記事があつて手元に残して下さっていたのかと思うと、嬉しいと同時に、お応えしなければと気持ちが引き締まります。このような経験を通じて、依頼者の方から、長くお付き合いいただける「ホームドクター」のような事務所でありなさいと教えていただいたと思っています。

私の思いから始まったテミス通信ですが、編集会議をして記事を考え、取材をし、原稿を書き、形にして投函をするまでの所員全員の努力なくして10年目を迎えることはできませんでした。これからも、事務所の理念「私たちは笑顔の和を広げます ～ひとりひとりを尊重する豊かな社会のために～」を大切に作る取り組みとして、テミス通信をお届けさせていただきます。

なお、テミス通信は、開始以来ずっと紙でお手元にお届けしています。メールの時代に遅れているかと思いますが、ご縁をいただいた様々な年代の方を読者に想定していることと、お役に立つ記事があれば、ご家族やお友達と一緒にご覧いただきたいと願うことから、もう暫く、このスタイルにこだわっていきたいと思います。もちろん、メールを希望される方がいらっしゃれば、遠慮なくお申し出ください。これからもよろしく願いいたします。

(佐井恵子)



会計限定監査役の責任について考える

監査役は、取締役の職務の執行を監査して監査報告を作成することが仕事です。

株式に譲渡制限がある会社の多くは、監査役の監査範囲を「会計」に関するものに限定する旨を定款で定めることができます。この場合、監査役は会計監査のみが仕事になり、取締役の業務監査は仕事から除かれます。

会計に限定した監査役の場合はその旨の登記が義務づけられており、登記簿で地位を明確にします。(以下、この監査役を「会計限定監査役」といいます)

監査権限	通常の監査役	会計限定監査役
業務監査	○	×
会計監査	○	○

会計限定監査役を置く会社において、その経理担当職員の横領行為によって生じた会社の損害について、会計限定監査役としての監査任務を怠った責任が問われた裁判について、昨年夏に最高裁の判断が出ましたので、ご紹介します。

横領を見抜けなかった会計限定監査役に損害賠償を請求

具体的には、会社の経理担当職員が、当座預金口座の預金を自身の口座に移し替える方法により、約10年間、126回にわたって、合計2億3523万円余りを横領した事件で、公認会計士及び税理士資格を持っていた会計限定監査役は、「重要な点において適正に表示されているものと認めます」と監査報告書を毎年作成していました。

この会計限定監査役は、監査の際、横領が開始された初年度はカラーコピーで精巧に偽造された残高証明書を原本であると認識して監査し、次年度以降は、白黒コピーで偽造された残高証明書を原本の写しであると認識して監査を行い、残高証明書の原本確認を行っていませんでした。

下級審の高裁では、「会計限定監査役は、会計帳簿の内容が計算書類等に正しく反映されているかどうかを確認することを主たる任務とするものであり、計算書類等の監査において、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかであるなど特段の事情がない限り、計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認していれば任務を怠ったとはいえない。」として、会計限定監査役は任務を怠っていないと判断しました。(高裁令和1・8・21)

この判決では、帳簿を疑うに足りる事情がない限り、会計限定監査役が原本の確認をしていなかったとしても、任務を怠った責任はないとしました。

監査役は経営側から渡された資料は鵜呑みにできない

一方、最高裁は、「会計限定監査役は、計算書類等の監査を行うに当たり、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかでない場合であっても、計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認しさえすれば、常にその任務を尽くしたといえるものではない」として、高裁に審理を差し戻しました。(最判令和3・7・19)

すなわち、帳簿に記載された数字の突合だけでなく、帳簿の元となった資料の現実性も確認する必要があると述べたわけです。最高裁が、このように判断したポイントは次のとおりです。

①取締役等から独立した地位の監査役が監査することで計算書類等の内容が担保されて

いることを踏まえると、監査役は、会計帳簿の内容が正確であることを当然の前提として計算書類等の監査を行ってよいものではない。

②会計限定監査役にも、取締役等に対して会計に関する報告を求め、会社の財産の状況等を調査する権限が与えられているのだから、積極的な監査を行うことは可能である。

高裁の判決とは異なり、最高裁では会計限定監査役の責任が非常に重いものであるという見解が示されました。

今回のケースは、公認会計士及び税理士資格を持つ会計限定監査役だから、責任が重いと判断されるのかという論点について、最高裁裁判官の補足意見として、会計限定監査役は会社法上、資格が専門職に限定されていない法定のものである以上、監査役の属性（公認会計士、税理士等の資格の有無）によって監査役の職務内容が変わるものではないと述べ、専門職だからと言って一概に責任を重たく見ることは適当ではないと判断したようです。

監査役の“責任保険”を結びませんか

取締役会がある会社では監査役が必要とされますので、会計限定監査役は、日本の多くの中小企業で利用されています。しかしながら、今回の最高裁の判断を見ると、多くの就任中の監査役は責任の重さに驚いていることと思います。会社の経理担当者や取締役の作成した帳簿の数字の根拠資料を疑って監査せよということですから、私は監査役の引き受け手が今後、どんどん減るのではないかと心配しています。

会社としては、監査役候補者がいないのは困る、監査役も負担が重たいのでは引き受けられないとなってしまいますが、このようなケースを想定して、役員報酬の2年分を責任の限度とする「責任限定契約」を会社と監査役との間で結ぶという方法があります。

監査役に故意や重過失がない場合に限って、始めから責任の上限を設けるので監査役を引き受けてくださいという契約で、引き受け手に困る会社と、就任を躊躇する監査役の双方にメリットがあるため、今後、責任限定契約の需要は増えるのではと考えています。（山添健志）



ご近所探訪 ～吉例顔見世興行・編～

長年気になっていた冬の風物詩、南座の吉例顔見世興行を観に行きました。第三部（夜の部）の演目は、「雁のたより」と「蜘蛛絲梓弦（くものいとあずさのゆみはり）」の二つでしたが、蜘蛛絲梓弦が特に興味深かったです。鬼退治をしたと言われる平安時代の武将、源頼光が妖にとりつかれて寝込んでしまい、家臣が寝ずの番をするのですが何度も寝落ちし、そのたびに土蜘蛛が化けて頼光を狙いにやってきます。主君の危機にも関わらず何度も寝落ちする家臣のコミカルさや、土蜘蛛役の片岡愛之助さんの早着替え、蜘蛛の糸に例えて細く切られた紙がクラッカーのように広がって投げられる場面など見所が多く面白かったです。



コロナの影響で〇〇屋！という掛け声が無いのは少し寂しいですが、大団円で終わるヒーローものは年末らしくおめでたい雰囲気を楽しめました。（和田梢）

大阪府内限定 「総合支援型後見監督人」運用開始

令和4年2月1日から、大阪家庭裁判所において、総合支援型後見監督人という運用が開始されます。本人の流動資産額が500万円以上で、新たに、親族として後見人に就任したいと考えておられる場合（保佐、補助は対象外）が対象となります。

後見人に、専門職ではなく親族を選任（以下「親族後見人」といいます。）することを原則とした上で、総合支援型後見監督人に専門職がなり、親族後見人に対して一般的な知識・経験を身に付けてもらうことを目標に一定期間（原則9か月）チューターの役割を担います。

不動産の処分や居所の変更といった特定の課題に限らず、また後見事務が適正に行われているかをチェックするにとどまらず、行政窓口の確認、福祉関係者との協議への参加の在り方など、後見人として日常的に、あるいは定期的に必要となる事柄について能動的にアドバイスし、支援していき、最終的に親族後見人が一人で行えるかどうかを評価して、その後の後見人の体制について裁判所に意見を述べることとなります。

従来、「本人の財産管理、身上監護」ができていないかチェックする役割と捉えられていた監督人の役目に、期間限定で「親族後見人が一人で後見業務を行えるよう支援する」ことを加えた運用です。どうしても専門職でなければという事案は別として、後見制度を必要な人が気軽に利用できるよう、身近な市役所等を活用し、将来的には地域連携ネットワークを構築して、福祉サービスの一環として本人や親族後見人が支援を受けることができるようにする、そこへ向けての一步前進といったところでしょう。

自分ごとですが、司法書士会の研究機関である家族法研究会において、「専門職監督人には、本人だけではなく親族後見人を支援するという視点が必要である」と発表し、それが平成30年3月に日本加除出版から『超高齢社会の家族法と法律実務』という書籍の出版に繋がり、大阪家庭裁判所にも意見書を提出し面談の機会をいただきました。この時、大阪、京都、滋賀へと40人強の親族後見人を訪ね、アンケートの聞き取り調査に協力いただいた時の苦勞が報われたと、嬉しく思っています。

（佐井恵子）

スタッフ紹介・拡大版 ～10年続いたこと～

テミス通信10年目、所員共々、今後ともよろしくお願ひします！



30代と比べるとは申し訳ないですが、司法書士は41年目、cello16年目、タイガースの応援と、10年を超えるものばかり！逆にこれから続けるとしたら…？「日々の学びや努力が何年か後にひとつに繋がっていたと気づくこと」を期待しています。

（司法書士 佐井恵子）



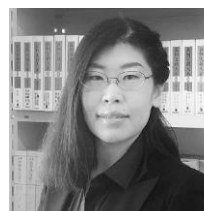
中学から大学までテニス→ワンダーフォーゲル→ヨットと、ジャンルは違えど10年間スポーツをしていました。マイナースポーツも奥が深く、試合となると始める前のイメージと全く違うことが多々ありました。

（事務局 和田梢）



司法書士になって10年経ちます。まだまだ青二才と言われそうですが、50年後も仕事を続けていることも夢じゃない??なあって思っています。

（司法書士 山添健志）



選挙の投票は20歳から皆勤賞です。一度、ゼロ票確認に挑戦したいです。

（事務局 佐井陽子）

セミナー報告

2021年12月12日(日)14時から、大阪市立男女共同参画センター クレオ大阪南において「〔男女共同参画セミナー〕 身近な人がなくなったときに ～知っておきたい基礎知識～」をテーマに2時間休みなしで話しをさせていただきました。師走の気忙しい時であるにも関わらず、30歳代から70歳代までの男女47名が熱心に受講下さり、また沢山の質問をしていただきました。お世話いただいたご担当者様、そして受講生の皆さま、ありがとうございました。

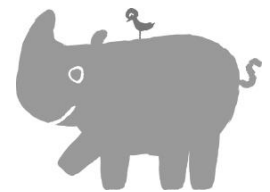
最近、電子マネーの相続やサブスク契約の注意点、あるいはペットといったことまで話します。今回、年賀状が故人の友人関係を知る手掛かりになるという話をしましたが、終活のため年賀状をやめるという方が増えてくると、役に立ちませんね。変化に対応して内容をバージョンアップする必要があります。(佐井恵子)



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。二宮計算センター様、元木幹治様、山崎工機株式会社様、川邊暁美様、藤原金属株式会社様、社会保険労務士法人 Beyond 様、ありがとうございました！ 確かにお待ちしております！

テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・コロナもオミクロン株が流行となり、その感染力の強さから、今後どれほどになるのか、想像するだけでも恐ろしいです。この間、私たちはマスク、換気、手洗い、検温、大勢での会食を避けるなど努力を続けてきました。出口が見えるようになるのは、地球規模で対応ができた時ということになると、まだまだ続いていくでしょう。もうしばらく、我慢を覚悟しなければなりません。
- ・前号で実質的支配者リスト制度開始をご紹介しましたが、今後は、金融機関との取引だけでなく、株式会社(有限会社を含む)による不動産の売買でも必要になる方向と聞きます。前提となる株主名簿の整備が急務です。
- ・夜中に突然部屋のLED電灯が付かなくなりました。そこで、あるはずの懐中電灯を探して電池切れを知り、廊下灯は、そもそもコンセントから外すと明かりは付かないもので、備えているつもりが役に立たないという経験をしました。幸い、電灯に「押す」と書いたボタンがあり、押ししてみると明かりが点り、朝まで待つという事態にはなりませんでした。LEDが長持ちするといっても替えは用意しておかなければと思った次第です。皆さんは大丈夫でしょうか？
- ・2022年1月30日に大阪国際女子マラソン、そして2月4日には北京オリンピックが開幕します。コロナ禍の中での大会であることは東京と同じになってしまいましたが、選手、大会関係者そして地元の皆さんが無事で、良い結果が残せますよう願ってやみません。(佐井恵子)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <https://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>